

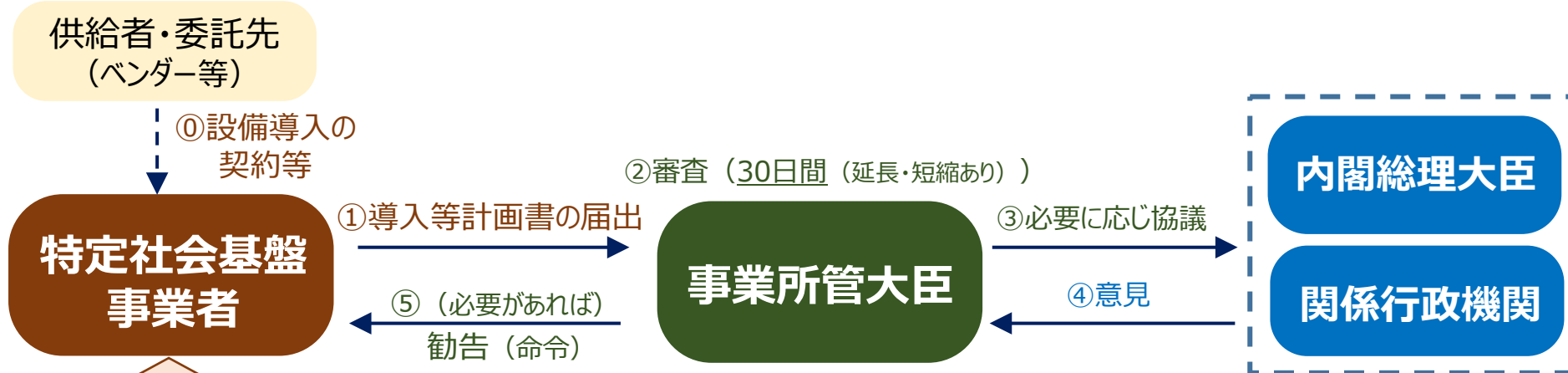
**経済安全保障推進法の
特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に
関する制度について**

2024年4月19日

基幹インフラの安定的な提供の確保に関する制度の概要

- 基幹インフラの重要設備が役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、国が一定の基準のもと、**基幹インフラ事業（特定社会基盤事業）・事業者（特定社会基盤事業者）**を指定し、国が指定した**重要設備（特定重要設備）**の導入・維持管理等の委託をしようとする際には、**事前に国に届出を行い、審査を受ける制度**を構築。昨年11月に法を施行し、**令和6年5月17日から制度運用開始**。
- 国は、届け出られた計画書に係る特定重要設備が妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいと認めるときは、当該計画書を届け出た者に対し、妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で重要設備の導入等を行うこと等を勧告（命令）できる。

制度のスキーム



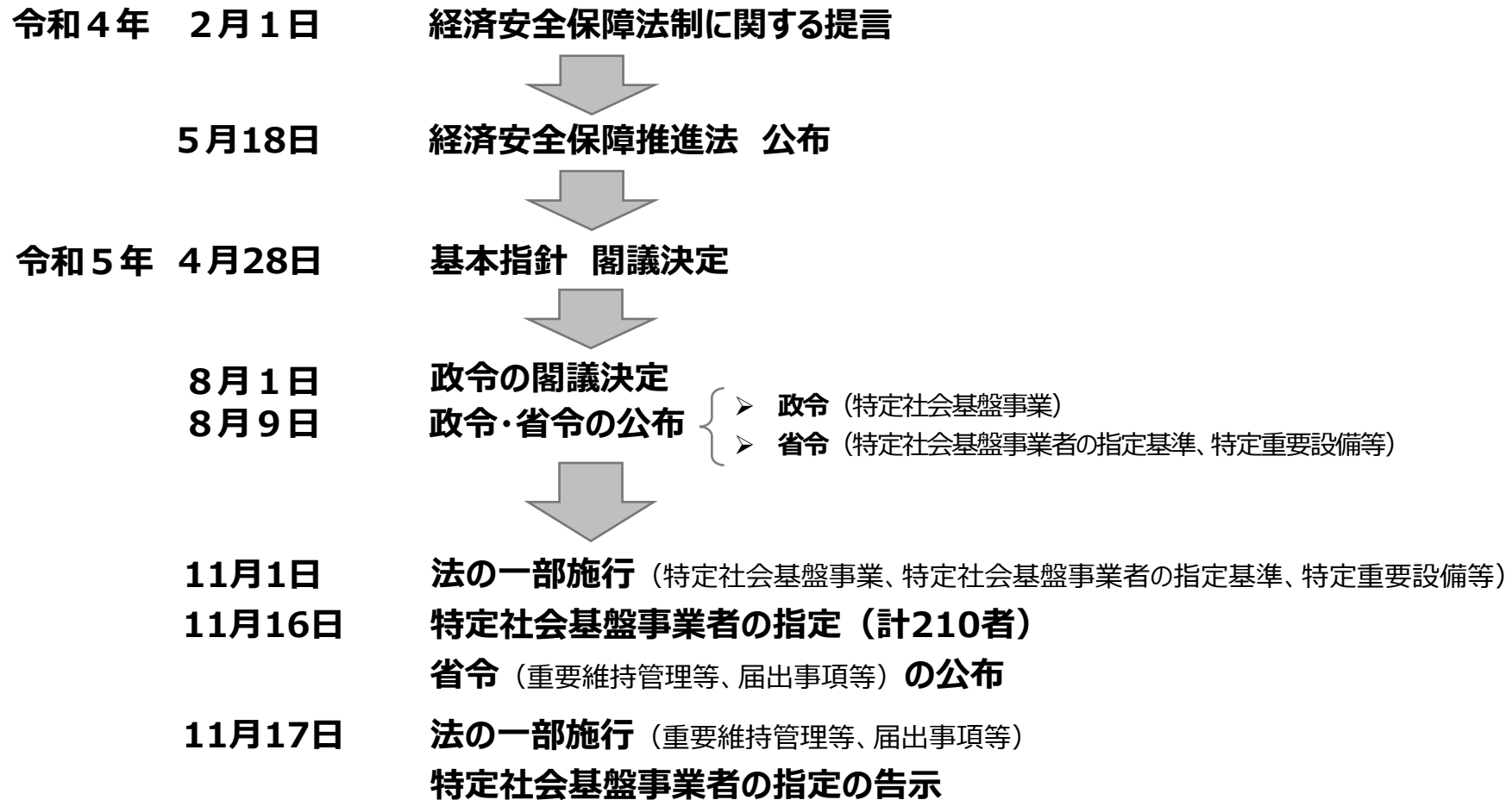
(1) **対象事業**…法律で次の14分野を外縁として規定。それぞれの分野について、必要な範囲に細分化し**政令**で絞り込み。

1.電気	2.ガス	3.石油	4.水道	5.鉄道
6.貨物自動車運送	7.外航貨物	8.航空	9.空港	10.電気通信
11.放送	12.郵便	13.金融	14.クレジットカード	

(2) **対象事業者（特定社会基盤事業者）**…絞り込んだ事業ごとに、事業所管大臣が、**省令**で基準を作成し、該当する者を指定・告示。

基幹インフラ制度の施行状況

<これまでの取組み>



※ 6か月間の経過措置期間 (令和5年11月17日～令和6年5月16日)

- ・ 制度の周知・広報 (全国8都市での制度説明会の実施、説明資料を内閣府ウェブページに掲載等)
- ・ 技術的な解説を順次作成・公表を随時実施

(注) 令和6年2月15日に特定社会基盤事業者を追加で1者指定 (計211者)

令和6年 5月17日 制度運用開始

規制対象の考え方（イメージ）

- 国は規制対象となる事業、事業者、特定重要設備、重要維持管理等を政省令で規定。
 - 特定社会基盤事業：法律で規制対象の外縁となる事業(電力、通信、放送、銀行等)を列挙した上で、政令で絞り込み
 - 特定社会基盤事業者：事業区分ごとに指定基準を省令で定め、対象事業者を指定
 - 特定重要設備：役務の安定的な提供において重要、かつ妨害行為の手段として使用されるものを省令で規定
 - 重要維持管理等：特定重要設備の機能維持又は役務の安定的な提供において重要、かつ妨害行為の手段として使用されるものを省令で規定

● 対象分野

電気	ガス
石油	水道
鉄道	貨物自動車運送
外航貨物	航空
空港	電気通信
放送	郵便
金融	クレジットカード

特定社会基盤事業
(政令で絞り込み)

特定社会
基盤事業者X

事業者Y
(規制対象外)

・
・
・

特定重要
設備A

供給

特定重要
設備A
の供給者

維持管理等の委託

重要維持
管理等の
委託先

(重要維持管理
等に該当しない)
委託先
(規制対象外)

設備B
(規制対象外)

設備C
(規制対象外)

「我が国の外部からの妨害に利用されるおそれ」を審査

構成設備
a1

構成設備a1
の供給者

構成設備
a2

構成設備a2
の供給者

設備a3

設備a3の
供給者

(規制対象外)

(規制対象外)

重要維持
管理等の
再委託先

・・・

規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 （令和6年2月15日時点）	特定重要設備 （省令）	重要維持 管理等 （省令）	構成設備 （省令）
小売電気事業	—	—	—	—	—
一般送配電事業	電気事業法第2条第1項 第9号に規定する一般送配 電事業者（全者を指定）	沖縄電力株式会社 関西電力送配電株式会社 九州電力送配電株式会社 四国電力送配電株式会社 中国電力ネットワーク株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社 東北電力ネットワーク株式会社 北陸電力送配電株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	需給制御システム ※電力供給のため重要な中央 制御を司ることから対象とする。	・維持管理 ・操作	・監視制御サーバ ・需給演算サーバ ・需給制御業務アプリケーション、 OS、ソフトウェア
			系統制御システム ※電力供給のため重要な中央 制御を司ることから対象とする。		・監視制御サーバ ・操作サーバ ・系統制御業務アプリケーション、 OS、ソフトウェア
送電事業	電気事業法第2条第1項 第11号に規定する送電事 業者（全者を指定）	電源開発送変電ネットワーク株式会社 福島送電株式会社 北海道北部風力送電株式会社	系統制御システム ※電力供給のため重要な中央 制御を司ることから対象とする。		・監視制御サーバ ・操作サーバ ・系統制御業務アプリケーション、 OS、ソフトウェア
配電事業	電気事業法第2条第1項 第11号の3に規定する配 電事業者（全者を指定）	指定事業者なし （現在営んでいる事業者が存在しないた め）	需給制御システム ※電力供給のため重要な中央 制御を司ることから対象とする。 系統制御システム ※電力供給のため重要な中央 制御を司ることから対象とする。		・監視制御サーバ ・需給演算サーバ ・需給制御業務アプリケーション、 OS、ソフトウェア ・監視制御サーバ ・操作サーバ ・系統制御業務アプリケーション、 OS、ソフトウェア
特定送配電事業	—	—	—	—	—

①電気

規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 （令和6年2月15日時点）	特定重要設備 （省令）	重要維持 管理等 （省令）	構成設備 （省令）
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">① 電気</p> <p>発電事業</p>	<p>所有する発電設備：発電設備ごとの出力が50万kW以上</p> <p>※我が国の発電容量の大半を確保できる数値として設定。</p>	<p>鹿島パワー株式会社 株式会社コベルコパワー神戸 株式会社コベルコパワー神戸第二 株式会社コベルコパワー真岡 株式会社JERA 株式会社千葉袖ヶ浦パワー 関西電力株式会社 九州電力株式会社 四国電力株式会社 常磐共同火力株式会社 相馬共同火力発電株式会社 中国電力株式会社 中部電力株式会社 電源開発株式会社 東京電力ホールディングス株式会社 東京電力リニューアブルパワー株式会社 東北電力株式会社 勿来IGCCパワー合同会社 日本原子力発電株式会社 日本製鉄株式会社 ひびき発電合同会社 姫路天然ガス発電株式会社 広野IGCCパワー合同会社 福島ガス発電株式会社 北陸電力株式会社 北海道電力株式会社 三菱重工業株式会社</p>	<p>出力制御装置</p> <p>※電力供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。</p>	<p>・維持管理 ・操作</p>	<p>・監視制御サーバ ・各種制御装置（ボイラー監視制御装置、タービン監視制御装置等） ・アプリケーション、OS等のソフトウェア</p>
	<p>集約する電気：50万kW以上</p> <p>※発電事業と同様。</p>	<p>中部電力ミライズ株式会社 東京電力エナジーパートナー株式会社</p>	<p>エネルギーマネジメントシステム</p> <p>※電力供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。</p>		<p>・監視制御サーバ ・アプリケーション、OS等のソフトウェア</p>

規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 （令和6年2月15日時点）	特定重要設備 （省令）	重要維持 管理等 （省令）	構成設備 （省令）
ガス小売事業	—		—	—	—
一般ガス導管事業	<p>ガスメーター取付数：30万個以上</p> <p>※我が国の需要家数の大半を確保できる数値として設定。</p>	<p>大阪ガスネットワーク株式会社 株式会社エナジー宇宙 京葉ガス株式会社 西部ガス株式会社 静岡ガス株式会社 仙台市ガス局 東京ガスネットワーク株式会社 東邦ガスネットワーク株式会社 広島ガス株式会社 北陸ガス株式会社 北海道ガス株式会社</p>	<p>高中圧ガス供給設備制御システム</p> <p>※ガス供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・監視制御サーバ ・アプリケーション、OS等のソフトウェア
② ガス 特定ガス導管事業	<p>年間の託送供給量が10億m³以上であり、かつ、一般ガス導管事業者の導管に接続する導管を維持・運用する事業者</p> <p>※一般ガス導管事業者の供給区域等に多量のガス供給を実施している者を指定。</p>	<p>扇島都市ガス供給株式会社 株式会社INPEX 株式会社JERA 石油資源開発株式会社</p>	<p>高中圧ガス供給設備制御システム</p> <p>※ガス供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。</p>	<p>・維持管理 ・操作</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監視制御サーバ ・アプリケーション、OS等のソフトウェア
ガス製造事業	<p>生産能力が20万m³/h以上である製造所を維持・運用する事業者</p> <p>※我が国のガス製造能力の大半を確保できる数値として設定。</p>	<p>大阪ガス株式会社 株式会社INPEX 株式会社JERA 関西電力株式会社 清水エル・エヌ・ジー株式会社 Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社 東京ガス株式会社 東邦ガス株式会社 ひびきエル・エヌ・ジー株式会社 北海道ガス株式会社</p>	<p>ガス製造設備制御システム</p> <p>※ガス供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・監視制御サーバ ・各種制御装置（貯蔵タンク制御装置、気化器制御装置等） ・アプリケーション、OS等のソフトウェア

規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和6年2月15日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
③ 石油 石油精製業	<p>石油備蓄法第二条第五項に規定する石油精製業者であって、石油蒸留設備を有する事業者</p> <p>※石油精製業の全事業者を指定。</p>	<p>出光興産株式会社 ENEOS株式会社 大阪国際石油精製株式会社 鹿島アロマティックス株式会社 鹿島石油株式会社 コスモ石油株式会社 昭和四日市石油株式会社 西部石油株式会社 太陽石油株式会社 東亜石油株式会社 富士石油株式会社</p>	<p>制御システム</p> <p>※石油供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。</p>	<p>・維持管理 ・操作</p>	<p>・CPU（演算処理装置） ・制御アプリケーション、ソフトウェア</p>
石油ガス輸入業	<p>・輸入量に占める割合：1%以上 かつ</p> <p>・主たる用途：燃料用途</p> <p>※我が国の石油ガス輸入量の大宗を確保できる基準として設定。</p>	<p>アストモスエネルギー株式会社 岩谷産業株式会社 ENEOSグローブ株式会社 大阪ガス株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ジクシス株式会社 全国農業協同組合連合会 東京ガス株式会社</p>	<p>制御システム</p> <p>※石油ガス供給のため重要な中央制御を司ることから対象とする。</p>		<p>・CPU（演算処理装置） ・制御アプリケーション、ソフトウェア</p>

規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 （令和6年2月15日時点）	特定重要設備 （省令）	重要維持 管理等 （省令）	構成設備 （省令）
④ 水道 簡易水道事業以外の 水道事業	給水人口：100万人超 ※応援給水による代替供給が困難となる水準として、給水人口100万人超を設定。	札幌市（札幌市水道事業） 仙台市（仙台市水道事業） さいたま市（さいたま市水道事業） 千葉県（千葉県水道事業） 東京都（東京都水道事業） 神奈川県（神奈川県水道事業） 横浜市（横浜市水道事業） 川崎市（川崎市水道事業） 名古屋市（名古屋市水道事業） 京都市（京都市水道事業） 大阪市（大阪市水道事業） 神戸市（神戸市水道事業） 広島市（広島市水道事業） 北九州市（北九州市水道事業） 福岡市（福岡市水道事業）	浄水施設の監視制御システム ※浄水処理のため重要な中央制御を司ることから対象とする。	・維持管理 ・操作	・浄水処理の監視制御サーバ ・浄水処理の監視制御に関するOS（直接監視及び制御に関わらない補助的なものは除く） ・浄水処理の監視制御に関するミドルウェア（直接監視及び制御に関わらない補助的なものは除く） ・浄水処理の監視制御に関するアプリケーション（直接監視及び制御に関わらない補助的なものは除く）
水道用水供給事業	1日最大給水量：50万m ³ 超 ※水道事業と同等の水準として設定。 ※利用者に直接供給する者ではないため、給水人口ではなく1日最大給水量で設定。	宮城県（仙南・仙塩広域水道用水供給事業） 埼玉県（埼玉県水道用水供給事業） 愛知県（愛知県水道用水供給事業） 沖縄県（沖縄県水道用水供給事業） 北千葉広域水道企業団（北千葉広域水道用水供給事業） 神奈川県内広域水道企業団（神奈川県内広域水道用水供給事業） 大阪広域水道企業団（大阪広域水道企業団水道用水供給事業） 阪神水道企業団（阪神水道企業団用水供給事業）			
簡易水道事業	—		—	—	—

規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）		特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 （令和6年2月15日時点）	特定重要設備 （省令）	重要維持 管理等 （省令）	構成設備 （省令）
⑤ 鉄道	第一種鉄道事業	旅客営業キロ： 1,000km以上 ※中長距離輸送における大量、高速、 定時性の観点から、代替困難性に着 目して設定。	東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 北海道旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社	列車運行管理システム ※列車運行のため重要な進路 制御を集中的に行うことから対 象とする。	・維持管理 ・操作	・進路制御系に係るサーバ装置 ・進路制御系に係るネットワーク装 置 ・OS ・進路制御系に係るプログラム
⑥ 貨物自 動車運 送	一般貨物自動車運 送事業	・実車キロ、輸送トン、車両 数のシェア： いずれも5% 以上 かつ ・全国に営業所を設置 ※それぞれのシェアのカバー率に着目 し、その3割程度をカバーできる数値 として設定。併せて全国に6万事業 者存在する業界特性・振替輸送によ る代替可能 性にも着目して設定。	ヤマト運輸株式会社 日本通運株式会社 佐川急便株式会社	輸配送管理システム ※配送される貨物の中央管理 を司ることから対象とする。		・動態管理に係るサーバ装置 ・動態管理に係るプログラム
⑦ 外航 海運	貨物定期航路事業 及び不定期航路事 業のうち、主として本 邦の港と本邦以外 の地域の港との間に おいて貨物を運送す るもの	輸送量、運航隻数のシエ ア： いずれも10%以上 ※輸送量、運航隻数のカバー率に着 目し、その半数程度をカバーできる数 値として設定。	日本郵船株式会社 株式会社商船三井 川崎汽船株式会社	荷役管理システム ※貨物の積卸に必要な配置 計画を一元作成することから対 象とする。		・積付け計画作成に係るサーバ装 置 ・積付け計画作成に係るソフトウエ ア

規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）		特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 （令和6年2月15日時点）	特定重要設備 （省令）	重要維持 管理等 （省令）	構成設備 （省令）
⑧ 航空	国内定期航空運送 事業 国際航空運送事業	特定本邦航空運送事業者 における国際線及び国内線 の運航便数のシェア： 25%以上 ※運航便数のカバー率に着目し、その 半数以上をカバーできる数値として設 定。	全日本空輸株式会社 日本航空株式会社	飛行計画作成システム ※航空機の運航に不可欠な 飛行計画を作成することから対 象とする。	・維持管理 ・操作	・計画作成に係るサーバ装置 ・OS ・計画作成に係るプログラム
	⑨ 空港	空港の設置及び管 理を行う事業 空港に係る公共施 設等運営事業	・年間旅客数： 1,000万 人以上 かつ ・国際航空輸送網又は国 内航空輸送網の拠点とな る空港（国管理空港を除 く）を管理・運営 ※社会経済上のインパクトが大きい大 規模空港をカバーするものとして、年 間旅客数に着目して設定（国管理 空港は指定対象外）。	成田国際空港株式会社 新関西国際空港株式会社 関西エアポート株式会社 福岡国際空港株式会社 北海道エアポート株式会社 中部国際空港株式会社		飛行場灯火定電流調 整装置システム ※航空機の安全な離着陸を 援助する灯火の制御を司ること から対象とする。

規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 （令和6年2月15日時点）	特定重要設備 （省令）	重要維持 管理等 （省令）	構成設備 （省令）
<p>⑩ 電気通信</p> <p>登録を要する電気 通信事業 届出を要する電気 通信事業</p>	<p>・第一種指定電気通信設備を設置する者（当該者に 県間通信に係る役務を提供す る者を含む。）又は</p> <p>・国際海底ケーブルの回線 数シェアが10%以上の者 又は</p> <p>・5G開設計画の認定を受 けた者 又は</p> <p>・メッセージ交換サービスのう ち、利用者数が6,000万 人以上であって、かつ公共 サービスに利用されている ものを提供する者</p> <p>※上記の基準に該当する者の固定 通信アクセス回線数シェアが過半を占 める。</p> <p>※上記の基準に該当する者の海底 ケーブル回線数シェアが過半を占める。</p> <p>※今後の基幹的な携帯電話網となる 5Gを提供。</p> <p>※国民生活の基盤となるメッセージ交 換サービスを国民の過半数以上に提 供。</p>	<p>東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会 社 N T Tリミテッド・ジャパン株式会社 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 沖縄セルラー電話株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 LINEヤフー株式会社</p>	<p>・交換機能を有する設備 ・電気通信設備の制御機 能を有する設備 ・通信の接続又は認証に 係る加入者管理機能を 有する設備 ・海底ケーブルシステムの 制御・監視機能を有する 設備 ・メッセージ機能に係る設 備</p> <p>※電気通信の交換や制御等を 司ることから対象とする。</p>	<p>・維持管理 ・操作</p>	<p>・業務用ソフトウェア ・ノードデバイス ・基盤システム ・業務アプリケーション ・OS ・サーバー ・運用、監視又は保守に係る機能 を有するシステム ・メッセージサービスに係る情報伝 達するためのシステム</p>
<p>電気通信事業法第 164条第1項各号に掲 げる電気通信事業</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）		特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和6年2月15日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
⑪ 放送	衛星基幹放送	—		—	—	—
	移動受信用地上基幹 放送	—		—	—	—
	地上基幹放送	テレビジョン放送を行うものの うち、 ・自社制作番組比率： 25%以上 かつ ・放送対象地域における世 帯数： 全国の世帯数の 25%以上 （注1） である者 ※自社制作番組比率が低く、カバ ーする世帯数が限定的な放送は、役務 の安定的な提供を欠いたとしてもその 影響が限定的。 注1 直近のテレビ普及率と国勢調査の世 帯数ベースに計算した場合には、放送受信 可能世帯数として1300万世帯に対応	日本放送協会 日本テレビ放送網株式会社 株式会社テレビ朝日 株式会社TBSテレビ 株式会社フジテレビジョン 株式会社テレビ東京	番組送出設備 ※放送を行うため重要な放送 番組の送出を司ることから対象 とする。	・維持管理 ・操作	・エンコーダ ・多重化装置
⑫ 郵便	郵便事業	郵便の役務をあまねく、公 平に提供する者 (郵便事業者全者を指定)	日本郵便株式会社	配達総合情報システム ※配達原簿情報を一括管理 していることから対象とする。		・業務アプリケーション ・OS ・サーバー ・区分機

規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 （令和6年2月15日時点）	特定重要設備 （省令）	重要維持 管理等 （省令）	構成設備 （省令）	
⑬ 金融	銀行業	<p>銀行業を営む者のうち次の基準に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金残高：10兆円以上 又は ・口座数：1,000万口座以上 又は ・ATM台数：1万台以上 <p>※指定事業者の預金残高シェアの合計が5割超を確保できる数値を目安として設定。</p> <p>※加えて口座数やATM台数が多く、その役務の機能停止の影響が広範に及び得る銀行も規制対象とする。</p> <p>※銀行間の取引に用いられる全銀ネットも別途の事業（資金清算業）で規制対象としている。</p>	<p>株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社りそな銀行 三井住友信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式会社セブン銀行 楽天銀行株式会社 株式会社ローソン銀行 株式会社ゆうちょ銀行 株式会社常陽銀行 株式会社千葉銀行 株式会社横浜銀行 株式会社静岡銀行 株式会社福岡銀行 株式会社北洋銀行 株式会社埼玉りそな銀行</p>	<p>預金・為替取引システム</p> <p>※銀行業の中心的な業務処理を担うことから対象とする。</p>	<p>・維持管理 ・操作</p>	<p>・業務アプリケーション、OS、ミドルウェアその他の重要なソフトウェア ・サーバ装置</p>
	系統中央機関が行うもの	<p>信用金庫法、中小企業等協同組合法、労働金庫法、農林中央金庫法に基づき、系統中央機関の業務（預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引）を行う者（系統中央機関全者を指定）</p>	<p>信金中央金庫 労働金庫連合会 全国信用協同組合連合会 農林中央金庫</p>			
	労働金庫が行うもの（注2）	—		—	—	—
	資金移動業	<p>資金移動業を営む者のうち次の基準に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数：1,000万人以上 かつ ・年間取扱額：4,000億円以上 <p>※指定事業者の利用者数の合計が5割超を確保できる数値を目安として設定するとともに取扱額も考慮。</p>	<p>株式会社メルペイ PayPay株式会社</p>	<p>為替取引システム</p> <p>※為替取引の中心的な業務処理を担うことから対象とする。</p>	<p>・維持管理 ・操作</p>	<p>・業務アプリケーション、OS、ミドルウェアその他の重要なソフトウェア ・サーバ装置</p>
上記以外のもの（信用組合等の協同組織金融機関が行うもの等）	—	—	—	—	—	

注2 労働金庫連合会が行うものと労働金庫が行うものとを分けて定めることができないことから指定対象としている。ただし、労働金庫が行うものであって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きいと考えられるものはないことから、指定基準を定めないこととする。

規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和6年2月15日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
<p>⑬ 金融</p> <p>保険業</p>	<p>保険業を行う者のうち次の基準に該当するもの</p> <p>【生命保険業免許を受けた者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険金等支払金（解約返戻金、その他返戻金及び再保険料を除く）：1兆円以上 又は ・契約件数：2,000万件以上 <p>※指定事業者の保険金等支払金（解約返戻金、その他返戻金及び再保険料を除く）のシェアの合計が5割超を確保できる数値を目安として設定。</p> <p>※加えて契約件数が多く、役務の機能停止の影響が広範に及び得る生保も規制対象とする。</p> <p>【損害保険業免許を受けた者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元受正味保険金：1兆円以上 又は ・契約件数：2,000万件以上 <p>※指定事業者により元受正味保険金のカバー率5割超を確保できる数値を目安として設定。</p> <p>※加えて契約件数が多く、役務の機能停止の影響が広範に及び得る損保も規制対象とする。</p>	<p>アフラック生命保険株式会社 株式会社かんぼ生命保険 住友生命保険相互会社 第一生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 明治安田生命保険相互会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社</p>	<p>保険金支払システム</p> <p>※保険金支払の中心的な業務処理を担うことから対象とする。</p>	<p>・維持管理 ・操作</p>	<p>・業務アプリケーション、OS、ミドルウェアその他の重要なソフトウェア ・サーバ装置</p>
<p>取引所金融商品市場 の開設の業務を行う 事業</p>	<p>取引所金融商品市場の開設の業務を行う事業を行う者（その開設する有価証券の売買を行う取引所金融商品市場において、有価証券の総売買代金が75兆円未満であるものを除く。）</p> <p>※有価証券の売買を行う取引所金融市場のうち、総売買代金が少額であるものは影響が少ないため除外。</p>	<p>株式会社東京証券取引所 株式会社大阪取引所 株式会社東京金融取引所</p>	<p>売買システム</p> <p>※取引所の中心的な業務処理を担うことから対象とする。</p>		

規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和6年2月15日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
金融商品債務引受業	<p>・金融商品取引法第156条の2の免許 又は ・第156条の19第1項の承認 を受けた者 (免許・承認を受けた者全者を指定)</p>	<p>株式会社日本証券クリアリング機構 株式会社ほふりクリアリング 株式会社東京金融取引所</p>	<p>清算システム ※清算業務処理の中心 な業務処理を担うこと から対象とする。</p>	<p>・維持管理 ・操作</p>	<p>・業務アプリケーション、OS、ミドルウェア その他の重要なソフトウェア ・サーバ装置</p>
<p>⑬ 金融</p> <p>第一種金融商品取引業</p>	<p>第一種金融商品取引業を行う者のうち次の 基準に該当するもの ・預り資産残高：30兆円以上 又は ・口座数：500万口座以上 ※指定事業者の預り資産のシェアの合計が5割超を確保できる 数値を目安として設定。 ※加えて口座数の多い事業者も規制対象とする。</p>	<p>株式会社SBI証券 みずほ証券株式会社 大和証券株式会社 野村証券株式会社 楽天証券株式会社 SMBC日興証券株式会社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社</p>	<p>注文約定システム ※第一種金融商品取引業 の中心業務処理を担うこ とから対象とする。</p>		
信託業	<p>信託業を営む者のうち信託財産額（再信託等 した額を除く。）が300兆円以上であるもの ※指定事業者の信託財産額(再信託等した額を除く。)のシ アの合計が5割超を確保できる数値を目安として設定。</p>	<p>株式会社日本カストディ銀行 日本マスタートラスト信託銀行株 式会社</p>	<p>財産管理システム ※信託業の中心業務処 理を担うことから対象とす る。</p>		
資金清算業	<p>資金決済に関する法律第64条第1項の免 許を受けた者 ※上記の免許を受けた資金清算機関は、金融機関間の資 金決済を集中的に清算するため、指定対象とする。</p>	<p>一般社団法人全国銀行資金決 済ネットワーク</p>	<p>資金清算システム ※資金清算業の中心業務 処理を担うことから対象とす る。</p>		

規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和6年2月15日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
第三者型前払式支払手段 （資金決済に関する法律第4条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業	第三者型前払式支払手段の発行の業務を行う事業を行う者のうち次の基準に該当するもの ・年間発行額：1兆円以上 かつ ・その発行する第三者型前払式支払手段を使用することができる加盟店の数が1万店以上 ※指定事業者の発行額の合計が5割超を確保できる数値を目安として設定するとともに加盟店数も考慮。	イオンリテール株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 株式会社セブン・カードサービス PayPay株式会社	前払式支払手段の発行に係るシステム ※前払式支払手段発行業務の中心的な業務処理を担うことから対象とする。	・維持管理 ・操作	・業務アプリケーション、OS、ミドルウェアその他の重要なソフトウェア ・サーバ装置
預金保険法第34条に規定する業務を行う事業	預金保険法第34条に基づき事業を行う者 （当該事業を行う者全者を指定）	預金保険機構	破綻処理業務システム ※破綻処理の中心的な業務処理を担うことから対象とする。		
農水産業協同組合貯金保険法第34条に規定する業務を行う事業	農水産業協同組合貯金保険法第34条に基づき事業を行う者 （当該事業を行う者全者を指定）	農水産業協同組合貯金保険機構	※破綻処理の中心的な業務処理を担うことから対象とする。		
振替業	社債、株式等の振替に関する法律第3条第1項の指定を受けた者 ※上記の指定を受けた振替機関は、振替口座簿における株主等の権利の発生・移転・消滅の管理を集中的に担うため、指定対象とする。	株式会社証券保管振替機構	振替システム ※振替業の中心的な業務処理を担うことから対象とする。		
電子債権記録業	電子記録債権法第51条第1項の指定を受けた者 （電子記録債権の残高が1兆円未満である者を除く） ※債権額が少額の者は、電子債権の発生・譲渡・消滅の新規の記録が行えなくなったとしても、影響が限定的。	日本電子債権機構株式会社 みずほ電子債権記録株式会社 株式会社全銀電子債権ネットワーク	電子債権記録システム ※電子債権記録業の中心的な業務処理を担うことから対象とする。		

⑬
金融

規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 (令和6年2月15日時点)	特定重要設備 (省令)	重要維持 管理等 (省令)	構成設備 (省令)
<p>⑭ クレジットカード</p> <p>包括信用購入あっせん の業務を行う事業</p>	<p>・クレジットカード等の会員契約数：1,000万 以上 かつ</p> <p>・年間取扱高：4兆円以上</p> <p>※年間取扱高、会員契約数それぞれのシェアの合計が大半を 確保できる数値を目安として設定。</p>	<p>株式会社イオン銀行 株式会社NTTドコモ 株式会社クレディセゾン 株式会社ジェーシービー 三井住友カード株式会社 三菱UFJニコス株式会社 楽天カード株式会社</p>	<p>クレジットカード決済 の承認に係るシステム (①基幹処理 ②取引認証 ③決済電文受理 ④不正利用検知 ⑤信用照会 ⑥代行信用照会 等)</p> <p>※クレジットカードの取引の 中心的な業務処理を担う ことから対象とする。</p>	<p>・維持管理 ・操作</p>	<p>・業務アプリケーション、OS、ミドルウェアその他のIT重要ソフトウェア ・サーバ装置</p>

導入等計画書の記載事項

特定重要設備の導入の場合	詳細
特定重要設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定重要設備の種類、名称、機能、設置及び使用する場所
導入の内容及び時期	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 導入の目的、導入に携わる者に関する情報（名称及び代表者の氏名、住所、設立準拠法国等（個人の場合は氏名、住所及び国籍等）及び導入との関係） <p>【時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 導入に関する一連の行為が完了し、役務の提供の用に供する時点
<p>特定重要設備の供給者に関する事項として主務省令で定めるもの</p> <p>(※) 構成設備の供給者、委託の相手方、再委託の相手方も同等の事項を記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所及び設立準拠法国等（個人の場合は氏名、住所及び国籍等）【添付書類：登記事項証明書*等】 ✓ 特定重要設備の供給者の議決権の5%以上を直接に保有する者に関する情報（名称又は氏名、<u>設立準拠法国等又は国籍等</u>及び議決権保有割合） ✓ 特定重要設備の供給者の役員等（以下の①から⑤までに掲げるもの）の氏名、<u>生年月日</u>及び<u>国籍等</u>【添付書類：登記事項証明書*等、<u>旅券の写し等</u>】 <ol style="list-style-type: none"> ① 株式会社：取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役） ② 持分会社：業務執行社員 ③ 一般社団法人、一般財団法人及び中小企業等協同組合：理事 ④ 民法組合：組合員 ⑤ その他の法人又は団体：①から④までに定める者に準ずる者 ✓ 特定重要設備の供給者が過去3年間において、外国政府等（外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体）との取引に係る売上高が、売上高の総額に占める割合の25%以上を占める場合、該当する事業年度、<u>外国政府等の名称及び割合</u> ✓ 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地（国または地域の名称） <p>※供給者等が日本で登記している場合、登記事項証明書の添付を省略可</p>
特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する事項として主務省令で定める事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>リスク管理措置の実施状況</u>

(注) 下線は、特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出（バイパス）することができる情報。

※リスク管理措置の一部の項目の確認書類についても、バイパス可能（様式の記載上の注意参照）

1. 特定重要設備の概要

①	特定重要設備の種類	
②	特定重要設備の名称	
③	特定重要設備の機能	
④	特定重要設備を設置する場所	
	特定重要設備を使用する場所	

2. 特定重要設備の導入の内容及び時期

内容	導入の目的		
	導入に携わる者に関する事項 ⑤	名称及び代表者の氏名	
		住所	
		設立準拠法国等	
	導入との関係		
⑥	時期		

【記載事項に関する説明】

- ① 省令において定められている特定重要設備のうちいずれに該当するかを記載。
- ② 特定重要設備を特定する事項として品名や型番号等を記載。
- ③ 特定重要設備が有する固有の役割を果たす機能を記載。
- ④ 特定重要設備を設置する場所、使用・操作する場所を記載。少なくとも都道府県までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載。
- ⑤ 特定重要設備の供給者から、当該特定重要設備を特定社会基盤事業者が導入するまでに経由する者のうち、次の(1)又は(2)に該当する者に関する情報を記載。
 - (1) 特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の供給網の管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有する者
 - (2) 特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施する者であって、当該特定重要設備の機能に変更を及ぼし得る者
- ⑥ 特定重要設備を導入するために必要な一連の行為（設計、開発、組立て、設置等）が完了し、役務の提供の用に供する時点（年月日）を記載。具体的な時点が未定である場合には予定年月を記載した上で、「（予定）」と併せて記載。

3. 特定重要設備の供給者に関する事項

(1) 特定重要設備の供給者

⑦

名称及び代表者の氏名	
住所	
設立準拠法国等	

(2) 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

⑧

	名称又は氏名	設立準拠法国等又は国籍等	議決権保有割合(%) (確認した年月日)
①			
②			
③			
④			

(3) 特定重要設備の供給者の役員

⑨

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			

【記載事項に関する説明】

- ⑦ 設立に当たって準拠した法令を制定した国名又は地域名を記載。
- ⑧ 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載。
- ⑨ 相手方の役員(省令で定める範囲の役員。例えば、指名委員会等を設置する株式会社であれば取締役及び執行役)の氏名、生年月日、国籍等を記載。

導入等計画書（導入の場合）の記載について（3/3）

(4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合

⑩ 年 月 日～年 月 日の3年間 ⑪ 該当あり□、該当なし□		
事業年度	外国政府等の名称	割合(%)

(5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

⑫ 工場又は事業場の所在地		
(確認項目) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の導入に当たって、特定重要設備の供給者が単に自らに対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該供給者が自ら特定重要設備を製造し、かつ、当該特定重要設備の機能を充足させていることを確認している。	□	

4. 構成設備に関する事項(省略) ※特定重要設備と同様の事項

5. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目	チェックボックス	備考欄
①-1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等において、特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されること※を確認している。 ※ 当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるものを除く。	□	※左記と同一でない取組を行っている場合は、その内容を記載

【記載事項に関する説明】

⑩ 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度を記載。
例えば、事業年度が毎年4月1日～翌年3月31日の場合、届出を2025年8月1日に行ったときは、2022年4月1日～2025年3月31日の3年間、届出を2025年5月1日に行ったときは、2021年4月1日～2024年3月31日の3年間になります。

⑪ 記載した期間のうちいずれか、1事業年度において、外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体との取引について、国ごとに合計した売上高の額が、特定重要設備の供給者の売上高の総額に占める割合の25%以上であるときは、該当ありにチェックし、それ以外の場合は該当なしにチェックする。該当なしにチェックした場合、事業年度・国名・割合の記載は不要。

⑫ 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在する国又は地域の名称を記載。

基本指針における記載

- ▶ 特定社会基盤事業者が、**特定重要設備の導入やその重要維持管理等の委託について特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれを低減させるためには、特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じてリスク管理措置を講ずることが有効である。**このリスク管理措置の実施に関する事項は、導入等を行おうとする特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかを審査するに当たり必要な要素となることから、その実施状況を導入等計画書の届出内容によって確認することとする。
- ▶ リスク管理措置としては、例えば次のようなものが考えられる。なお、**リスク管理措置は、リスクの内容及び程度に応じて講じられるべきものであり、次に例示する措置の全てを常に講ずることが求められるものではない。**また、**事業所管大臣は、導入等を行おうとする特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかを審査するに当たりリスク管理措置の実施状況を確認するときは、事業ごとの実態を十分に踏まえることとするとともに、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとする。**

＜リスク管理措置の考え方＞

- ✓ 以下「参考」において示すように、具体的な項目（p.29～p.33に示す各項目）のうち、特定社会基盤事業者が実施した措置の項目にチェックを付し、導入等計画書に関する届出において提出する形とする。また、**特定社会基盤事業者において主体的に実施している取組についても適切に評価できるよう、当該取組を記載する欄を設ける。**なお、**リスク管理措置は、リスクの内容及び程度に応じて講じられるべきものであり、項目として掲げる措置の全てを常に講ずることが求められるものではない。**
- ✓ リスク管理措置の実施状況について、リスク管理措置の**具体的な実施方法については、事業所管大臣が特定社会基盤事業者等の主体的な取組を適切に評価する。**そのため、**必ずしも掲げている項目の内容と同一の内容ではなくとも、同等のリスク管理が実施できていると認められるものについては、その内容を備考の欄に記載した上でチェックを付すことを認めることとする。**
- ✓ リスク管理措置の実施状況は審査において考慮する要素であるため、その**実施状況を確認できることが必要**である。そのため、導入等計画書の届出に当たっては、**取組状況を確認できる資料を添付することとする。**確認できる資料とは、例えば契約書やマニュアル等が考えられるが、**事業ごとの実態等も踏まえリスク管理措置が実質的に担保できていると判断し得る書類であれば問題なく、これに限るものではない。**

(参考) リスク管理措置の届出様式 (チェックボックス形式)

項目	チェックボックス	備考
①-1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等において、特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されること※を確認している。 ※ 当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるものを除く。	☑	

(注) リスク管理措置のうち、一部の事項については、特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に対して確認書類を提出することができる。

リスク管理措置の一覧（特定重要設備を導入する場合－①）

- ✓ 特定重要設備の導入について特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれを低減させるためには、特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じて適切にリスク管理措置を講ずることが有効です（すべての項目を常に実施することを求めるものではない。）。
- ✓ 導入等計画書においては、**実施したリスク管理措置の項目にチェックを付して届け出る必要**がある。なお、掲げている項目の内容と同一の内容ではなくとも、同等のリスク管理が実施できていると認められるものについては、その内容を備考の欄に記載した上でチェックを付すことが可能。
※各省庁の主務省令において、個別に別途リスク管理措置を設けている場合があるので、届出を行うに当たっては主務省令を確認する必要がある。

リスク管理措置の類型	リスク管理措置の項目
<p>(1) 特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理がなされ、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。</p>	<p>①－1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等において、特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されること※を確認している。 ※ 当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるものを除く。</p> <p>①－2 特定社会基盤事業者※1は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等において、構成設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されること※2を確認している。 ※1 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。 ※2 当該構成設備の供給者によって実施されるものを除く。</p> <p>②－1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（特定重要設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装することを確認している。</p> <p>②－2 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（構成設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装することを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p> <p>③－1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）において信頼できる品質保証体制を確立していることを確認している。</p> <p>③－2 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）において信頼できる品質保証体制を確立していることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p> <p>④－1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について、定期的又は随時に確認を行うことを確認している。</p> <p>④－2 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について、定期的又は随時に確認を行うことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p> <p>⑤－1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定重要設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限することを確認している。</p> <p>⑤－2 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が構成設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限することを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p>

リスク管理措置の一覧（特定重要設備を導入する場合－②）

リスク管理措置の類型	リスク管理措置の項目
<p>（１）特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理がなされ、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。</p>	<p>⑥ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備をインターネット回線と接続する場合には、特定重要設備に、不正なアクセス等を防ぐための機能を実装し、その利用マニュアル・ガイダンス等を自ら適切に整備・実施している。</p> <p>⑦ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者及び特定重要設備の導入に携わる者が、特定重要設備の設置等に際して不正な変更を加えることを防止する体制を確立していることを確認している。</p> <p>⑧－１ 特定社会基盤事業者は、導入した特定重要設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、特定重要設備の供給者が詳細な調査や立入検査等に協力することが担保されていることを確認している。</p> <p>⑧－２ 特定社会基盤事業者※は、導入した特定重要設備の構成設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、構成設備の供給者が、詳細な調査や立入検査等に協力することが担保されていることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p>
<p>（２）特定重要設備又は構成設備について、将来的に保守・点検等が必要となることを見込まれる場合に、当該保守・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者に限られるかどうか等の実態も踏まえ、供給者を選定している。</p>	<p>⑨－１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者によるサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が十分に講じられることを確認している。</p> <p>⑨－２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者によるサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が十分に講じられることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p> <p>⑩－１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備のサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。</p> <p>⑩－２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備のサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。 ※ 特定重要設備の供給者において検討している場合も含む。</p>
<p>（３）特定重要設備及び構成設備について、不正な妨害が行われる兆候を把握可能な体制がとられており、不正な妨害が加えられた場合であっても、冗長性が確保されているなど、役務の提供に支障を及ぼさない構成となっている。</p>	<p>⑪ 特定社会基盤事業者は、ランサムウェアに感染した場合等の特定重要設備に対する不正な妨害が行われたときであっても役務の提供が継続できる体制（バックアップの取得・隔離管理、復旧手順の明確化・具体化、代替設備との交換等）について、自ら整備している。</p> <p>⑫ 特定社会基盤事業者は、情報の漏洩等の情報セキュリティインシデントが発生した場合の対応方針・体制（マニュアル等の整備、定期的なインシデント対応の訓練等）を自ら整備している。</p> <p>⑬ 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者が、特定重要設備についてアクセス制御に関する仕組みを講じ、特定重要設備に対する不正なアクセスを監視する仕組みを導入までに実装していることを確認している。</p>

リスク管理措置の一覧（特定重要設備を導入する場合－③）

リスク管理措置の類型	リスク管理措置の項目
<p>（４）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。</p>	<p>⑭－１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、届出を行う日の前日から起算して過去３年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。</p> <p>⑭－２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が、届出を行う日の前日から起算して過去３年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。</p> <p>※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。</p>
<p>（５）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。</p>	<p>⑮－１ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。</p> <p>⑮－２ 特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等に対して報告することを契約等により担保している。</p> <p>※ 特定重要設備の供給者等を通じて担保している場合も含む。</p> <p>⑯ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備を設置し又は使用する場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社等（供給者の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該機器の映像情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。</p>
<p>（６）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p>	<p>⑰ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、設備又は部品を製造する工場等の所在地、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p> <p>また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p>

※ チェックを付した項目については、リスク管理措置を講じていることを証する書類（確認書類）を添付すること。この「証する書類」は、事業ごとの実態等も踏まえリスク管理措置が実質的に担保できていると判断し得る書類であれば可能。

※ 項目に下線を引いているもの（①－２、②－２、③－２、④－２、⑤－２、⑧－２、⑨－２、⑩－２、⑭－２、⑮－２の項目）については、特定重要設備の供給者などが、特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出することができる。

※ 具体的な取組の例や、リスク管理措置を講じていることを証する書類の例等については、技術的解説（経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説）で解説している。

リスク管理措置の一覧（特定重要設備の重要維持管理等を委託する場合－①）

- ✓ 特定重要設備の重要維持管理等の委託について特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれを低減させるためには、特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じて適切にリスク管理措置を講ずることが有効です（すべての項目を常に実施することを求めるものではない。）。
- ✓ 導入等計画書においては、**実施したリスク管理措置の項目にチェックを付して届け出る必要**がある。なお、掲げている項目の内容と同一の内容ではなくとも、同等のリスク管理が実施できていると認められるものについては、その内容を備考の欄に記載した上でチェックを付すことが可能。
※各省庁の主務省令において、個別に別途リスク管理措置を設けている場合があるので、届出を行うに当たっては主務省令を確認する必要がある。

リスク管理措置の類型	リスク管理措置の項目
<p>（１）委託された重要維持管理等の実施に当たり、委託（再委託を含む。）を受けた者（その従業員等を含む。）によって、特定重要設備について特定社会基盤事業者が意図しない変更が加えられることを防止するために必要な管理等がなされ、その管理等に関する事項を特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。</p>	<p>① 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、特定重要設備の操作ログや作業履歴等の保管に関する手順及びその確認に関する手順が明確に定められており、当該操作ログや作業履歴等の確認等により不正な変更の有無を定期的又は随時に確認することについて確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p> <p>② 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の状況を把握し、既存の設備について最新のセキュリティパッチが適用されているかどうか等の資産の管理を定期的に行っており、また、今後交換する予定の設備についても同様に資産の管理を定期的に行うこととしている。</p> <p>③ 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方等が保有している設計書や設備等の情報について、委託の相手方及び再委託の相手方等が定めた要員以外が当該情報にアクセスできないよう、要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防御）に適切に制限することを確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p> <p>④ 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方等が、重要維持管理等の実施環境において、委託の相手方及び再委託の相手方等が定めた要員以外がアクセスできないよう、要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防御）に適切に制限することを確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p> <p>⑤ 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、重要維持管理等を実施する要員や管理責任者に対するサイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的（年間１回以上）に実施し、サイバーセキュリティリテラシーの維持向上に努めていることを確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>
<p>（２）重要維持管理等の再委託が行われる場合においては、再委託を受けた者のサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報が、再委託を行った者を通じて特定社会基盤事業者者に提供され、また、再委託を行うことについてあらかじめ特定社会基盤事業者の承認を受けることが契約等により担保されている。</p>	<p>⑥ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が再委託を行うに当たり、特定社会基盤事業者の承認を得ることを要件としており、再委託の相手方等に対しても、さらに再委託を行う場合には特定社会基盤事業者の承認を受けること等を要件として課していることを確認している。</p> <p>⑦ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方との契約において再委託の相手方等が委託の相手方と同等のサイバーセキュリティ対策を確保することを、再委託を行う場合の条件として設定することを要件としている。</p>
<p>（３）特定社会基盤事業者が、委託の相手方が契約に反して重要維持管理等の役務の提供を中断又は停止するおそれがないかを確認している。</p>	<p>⑧ 特定社会基盤事業者※は、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業安定性を、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業計画（例えば、中期経営計画等）、資産状況及び役務の提供実績等により確認している。 ※ 再委託の相手方等については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>

リスク管理措置の一覧（特定重要設備の重要維持管理等を委託する場合－②）

リスク管理措置の類型	リスク管理措置の項目
<p>（４）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。</p>	<p>⑨－１ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、届出を行う日の前日から起算して過去３年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。</p> <p>⑨－２ 特定社会基盤事業者※は、再委託の相手方等が、届出を行う日の前日から起算して過去３年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。 ※ 委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>
<p>（５）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託（再委託を含む。）した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。</p>	<p>⑩－１ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。</p> <p>⑩－２ 特定社会基盤事業者※は、再委託の相手方等が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は再委託を行った者に対して報告することを契約等により担保している。 ※ 再委託を行った者を通じて担保している場合も含む。</p> <p>⑪ 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等を実施する場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社等（供給者の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該機器の情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。</p>
<p>（６）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p>	<p>⑫ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、重要維持管理等の実施場所、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。 また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。</p>

※ チェックを付した項目については、リスク管理措置を講じていることを証する書類（確認書類）を添付すること。この「証する書類」は、事業ごとの実態等も踏まえリスク管理措置が実質的に担保できていると判断し得る書類であれば可能。

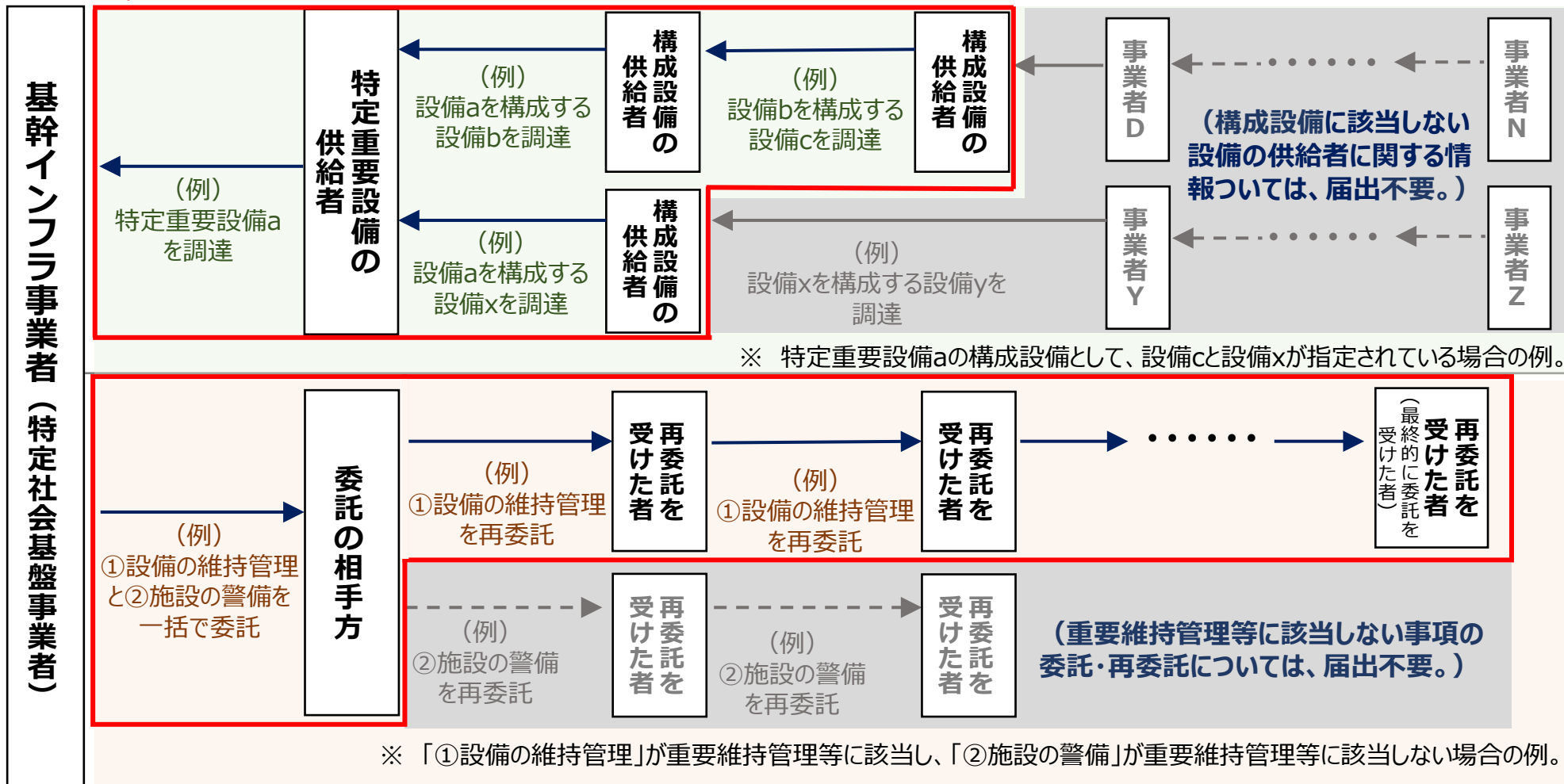
※ 項目に下線を引いているもの（①、③、④、⑤、⑧、⑨－２、⑩－２の項目）については、重要維持管理等の委託の相手方などが、特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出することができる。

※ 具体的な取組の例や、リスク管理措置を講じていることを証する書類の例等については、技術的解説（経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説）で解説している。

経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度における届出の対象範囲

- ✓ 経済安全保障推進法には、「特定重要設備の導入」に係る届出・審査と、「特定重要設備の重要維持管理等の委託」に係る届出・審査が存在。前者については**構成設備の供給者まで**、後者については**重要維持管理等の委託先全てに関する情報の届出が必要**（重要維持管理等については例外的に、一定の要件を満たせば一部事項の省略が可能。）。

赤枠：届出が必要な範囲。



届出
（一部の届出事項は、供給者等から事業所管大臣に直接提出可）

事業所管大臣

事業所管大臣が供給者等に対し直接情報提出を求める場合がある。

重要維持管理等の再委託の相手方等の情報を省略できる場合について

- ✓ 他の事業者へ委託して重要維持管理等を行わせる場合には、**最終的に委託を受けた者までの情報を導入等計画書等に記載することが原則。**
- ✓ ただし、**省令で定める要件の全てを満たす場合**、導入等計画書等に**その旨を記載するとともに、該当することを証する書類を添付することにより、要件を満たした再委託に係る記載事項の一部と、要件を満たした再委託の相手方の役員に関する書類の添付を省略することが可能。**

再委託先の情報を省略できる場合の要件

次の要件を全て満たす場合には、その要件を満たすことを証する書類を添付することにより、**当該要件を満たす再委託部分について、再委託の相手方の名称・住所・設立準拠法**以外の事項の記載を省略可能とする。また、**登記事項証明書**以外の添付書類の省略を可能とする。

要件①：特定社会基盤事業者が、「再委託の内容及び時期又は期間」を把握するための措置を講じていること。

要件②：特定社会基盤事業者又は再委託をした者が、再委託先の事業者が次の措置を講じていることを確認するための措置を講じているとき。

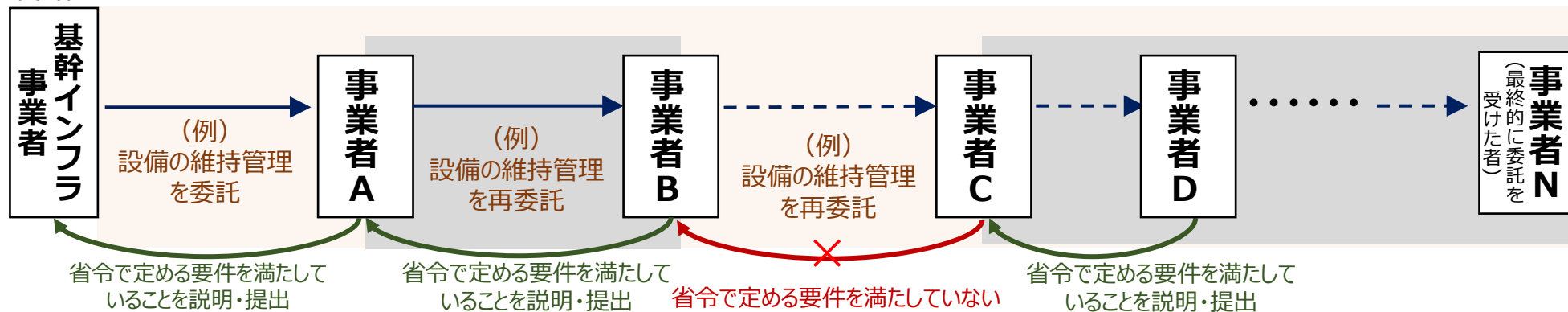
再委託先の事業者が講じる措置(1)

再委託された重要維持管理等を行う区域への立ち入りを制限する等、**不正なアクセスを予防する**ための措置

再委託先の事業者が講じる措置(2)

職員による業務の記録の保管手順や確認手順を定め、これを遵守させる等の方法により、再委託された重要維持管理等を行う特定重要設備に対する**不正な操作又は不正な行為の有無を定期的に又は随時に監査する**こととしていること

<省略のイメージ>

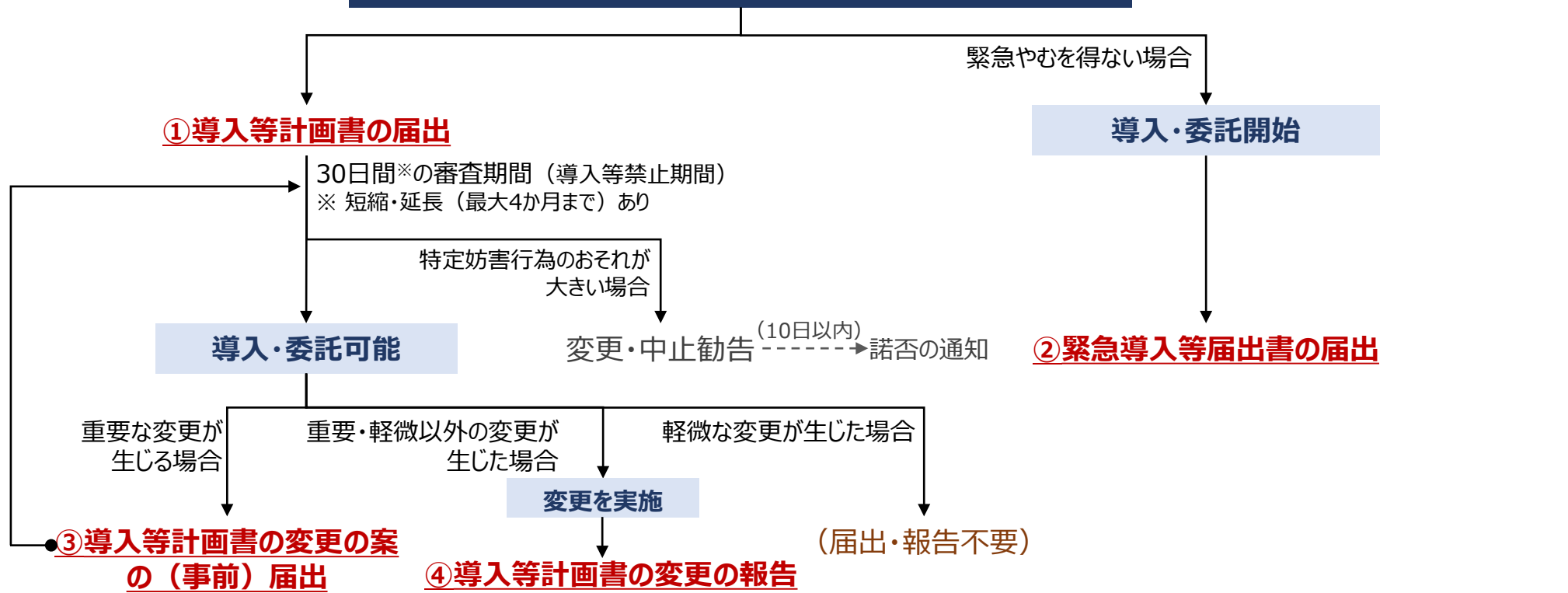


⇒基幹インフラ事業者は、事業者Aへの委託、事業者Bから事業者Cへの再委託については、届出事項全ての提出が必要。
事業者AからB、CからD……Nまでの事業者への再委託については、事業者B、D……Nまでの名称等以外の事項は省略可能。

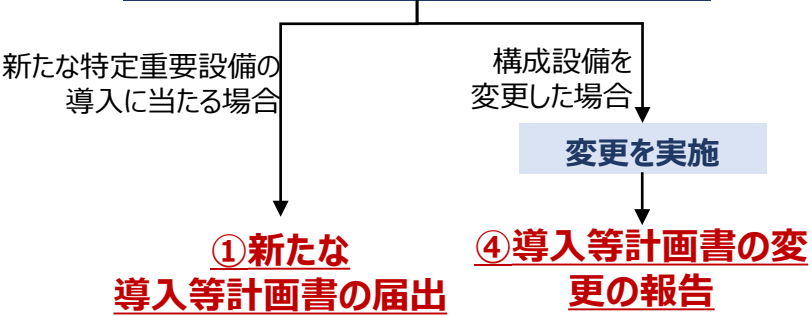
経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度において必要となる届出について

- ✓ 経済安全保障推進法においては、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して、**①導入等計画書の届出**、**②緊急導入等届出書の届出**、**③導入等計画書等の変更の案の(事前)届出**、**④導入等計画書等の変更報告**が必要となる。

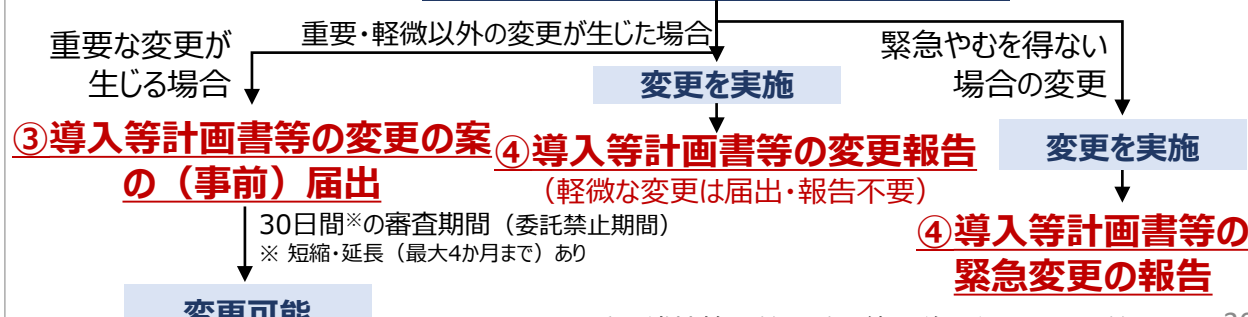
特定重要設備の導入・重要維持管理等の委託開始前



特定重要設備の導入後



重要維持管理等の委託期間中※



※重要維持管理等の委託終了後に必要な届出等はない。30

特定重要設備の導入に係る導入等計画書等の変更の取扱い

法の条文	届出事項	変更の種類
特定重要設備の概要 (§52 II ①)	特定重要設備の種類、名称、機能、設置・使用する場所	重要な変更
導入の内容 (§52 II ②イ)	特定重要設備の導入の目的、導入に携わる者の名称等	重要な変更
導入の時期 (§52 II ②イ)	導入の時期 (特定重要設備を役務の提供の用に供する時点)	事後報告
特定重要設備の供給者に関する事項 (§52 II ②ロ) ※特定重要設備の供給者を新たに追加する場合は、すべての記載事項を満たした上で届出を行う必要がある。	供給者の名称、代表者の氏名 (個人の場合は氏名)	<ul style="list-style-type: none"> 供給者の名称、氏名：重要な変更 代表者の氏名：事後報告
	供給者の住所	<ul style="list-style-type: none"> 国の変更：重要な変更 それ以外：軽微な変更
	供給者の設立準拠法 ¹ 国等 (個人の場合は国籍等)	重要な変更
	供給者の議決権の5%以上を直接に保有する者の名称又は氏名、 <u>設立準拠法¹国等又は国籍等</u> 、議決権保有割合 ※新たに5%以上の議決権を直接に保有する者が現れた場合は、名称の変更として、事後報告が必要	<ul style="list-style-type: none"> 議決権保有割合以外：事後報告 議決権保有割合 増加により新たに以下の①～③に該当する者がある場合：事後報告 それ以外の場合：軽微な変更 ① 25%以上3分の1未滿を直接に保有する者 ② 3分の1以上50%未滿を直接に保有する者 ③ 50%以上を直接に保有する者
	供給者の役員の氏名、 <u>生年月日</u> 、 <u>国籍等</u>	事後報告
	過去3年間において、外国政府等との取引に係る売上高が供給者の取引高の総額に占める割合が25%以上である場合、 <u>事業年度</u> 、 <u>その相手国</u> 、 <u>総額に占める割合</u>	事後報告
	特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地	<ul style="list-style-type: none"> 国の変更：重要な変更 それ以外：軽微な変更
構成設備に関する事項 (§52 II ②ハ)	(特定重要設備の供給者に関する事項における取扱いと同じ)	同左
その他の事項 (§52 II ④)	<u>リスク管理措置の実施状況</u>	重要な変更

※ 下線は特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出することができる情報。ただし、リスク管理措置についてはその一部のみが直接提出可能。

特定重要設備の重要維持管理等の委託に係る導入等計画書等の変更の取扱い

法の条文	届出事項	変更の種類
特定重要設備の概要 (§52 II ①)	特定重要設備の種類、名称、機能、設置・使用する場所	重要な変更
委託の内容 (§52 II ③イ)	委託の目的・内容、重要維持管理等の実施場所	重要な変更
委託の時期又は期間 (§52 II ③イ)	重要維持管理等を行わせる時期又は期間	<ul style="list-style-type: none"> 期間を延長：重要な変更 それ以外：事後報告
重要維持管理等の委託の相手方に関する事項 (§52 II ③ロ) ※重要維持管理等の委託の相手方を新たに追加する場合は、すべての記載事項を満たした上で届出を行う必要がある。	委託の相手方の名称、代表者の氏名（個人の場合は氏名）	<ul style="list-style-type: none"> 供給者の名称、氏名：重要な変更 代表者の氏名：事後報告
	委託の相手方の住所	<ul style="list-style-type: none"> 国の変更：重要な変更 それ以外：軽微な変更
	委託の相手方の設立準拠法 ^等 （個人の場合は国籍 ^等 ）	重要な変更
	委託の相手方の議決権の5%以上を直接に保有する者の名称又は氏名、 <u>設立準拠法^等又は国籍^等</u> 、議決権保有割合 ※新たに5%以上の議決権を直接に保有する者が現れた場合は、名称の変更として、事後報告が必要	<ul style="list-style-type: none"> 議決権保有割合以外：事後報告 議決権保有割合 増加により新たに以下の①～③に該当する者がある場合：事後報告 それ以外の場合：軽微な変更 ① 25%以上3分の1未滿を直接に保有する者 ② 3分の1以上50%未滿を直接に保有する者 ③ 50%以上を直接に保有する者
	委託の相手方の役員の氏名、 <u>生年月日</u> 、 <u>国籍^等</u>	事後報告
	過去3年間において、外国政府等との取引に係る売上高が供給者の取引高の総額に占める割合が25%以上である場合、 <u>事業年度</u> 、 <u>その相手国</u> 、 <u>総額に占める割合</u>	事後報告
再委託に関する事項 (§52 II ③ハ)	(重要維持管理等の委託の相手方に関する事項における取扱いと同じ)	同左
その他の事項 (§52 II ④)	<u>リスク管理措置の実施状況</u>	重要な変更

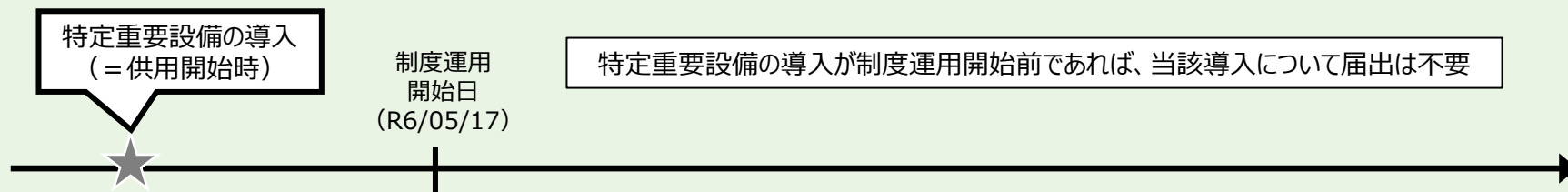
※ 下線は特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出することができる情報。ただし、リスク管理措置についてはその一部のみが直接提出可能。

導入等計画書の届出から「導入」までの流れ ①

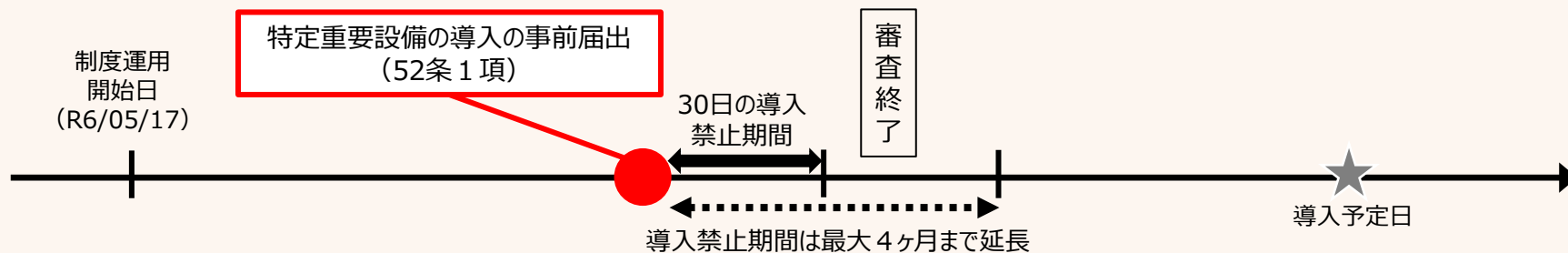
- 令和5年11月16日に特定社会基盤事業者指定された事業者は、令和6年5月17日以降、特定重要設備を導入する場合（システム更改等も該当し得ます）、事業所管大臣に届出が必要になります。特定重要設備の導入をする際の届出から導入までの流れを以下のとおり例示しますので、特定社会基盤事業者において、導入予定日から逆算したうえで、各事業所管省庁に届出を行ってください。

● 事前届出

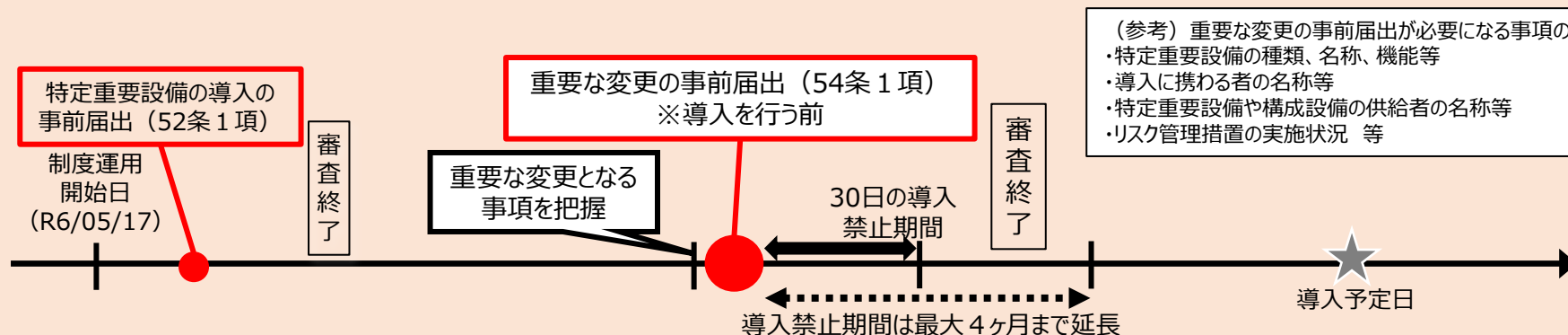
(例1)
導入を行う場合の
特定重要設備の
制度運用開始前



(例2)
導入を行う場合の
特定重要設備の
制度運用開始後



(例3)
重要な変更が生じた場合
導入等計画書の
特定重要設備の
導入前



- (参考) 重要な変更の事前届出が必要になる事項の例
- ・特定重要設備の種類、名称、機能等
 - ・導入に携わる者の名称等
 - ・特定重要設備や構成設備の供給者の名称等
 - ・リスク管理措置の実施状況 等

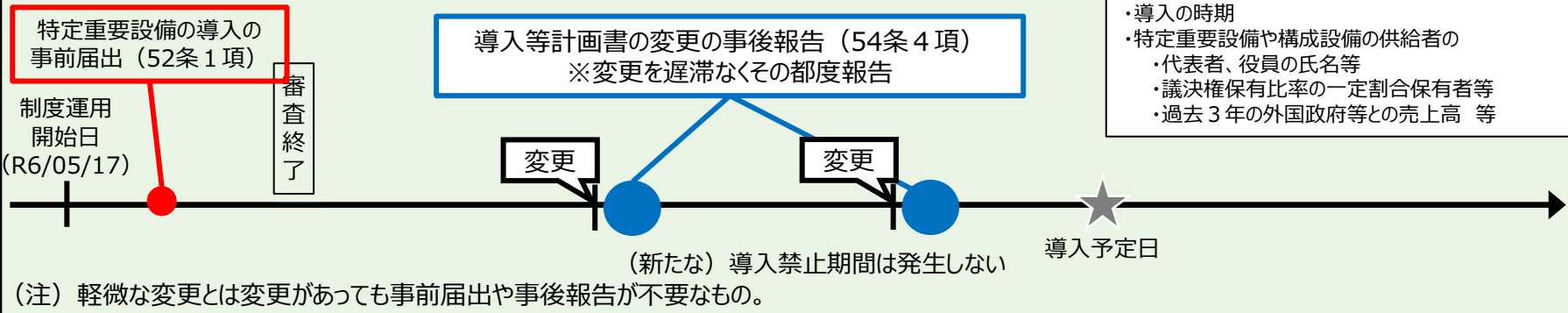
導入等計画書の届出から「導入」までの流れ ②

● 事前届出 ● 事後報告

(例4)

場合

特定重要設備の導入前に導入等計画書の内容に変更(重要な変更及び軽微な変更(注)を除く)が生じた

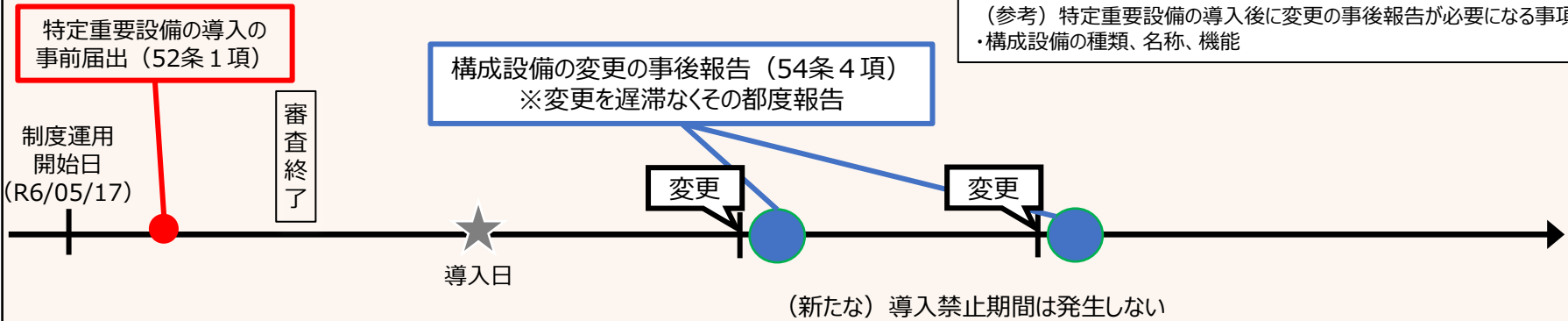


(参考) 変更の事後報告が必要になる変更事項の例

- ・導入の時期
- ・特定重要設備や構成設備の供給者の
 - ・代表者、役員の氏名等
 - ・議決権保有比率の一定割合保有者等
 - ・過去3年の外国政府等との売上高 等

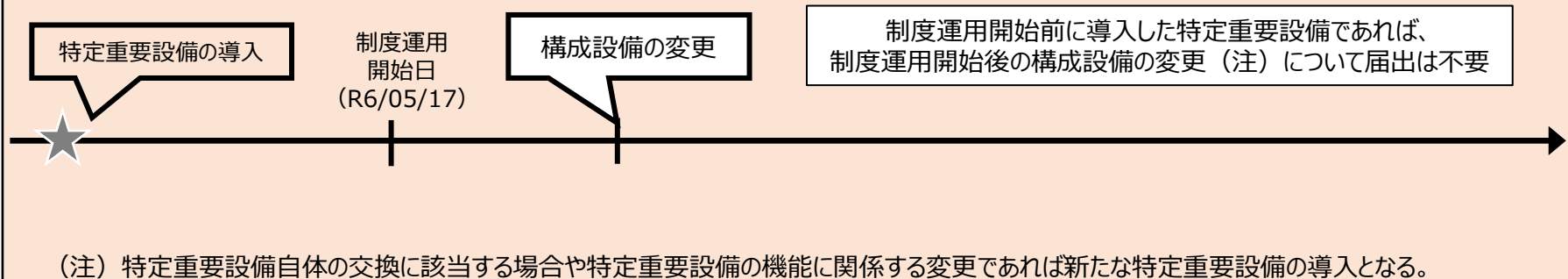
(例5)

特定重要設備の導入後に構成設備を変更した場合



(例6)

制度運用開始前に導入した特定重要設備について構成設備の変更を行う場合



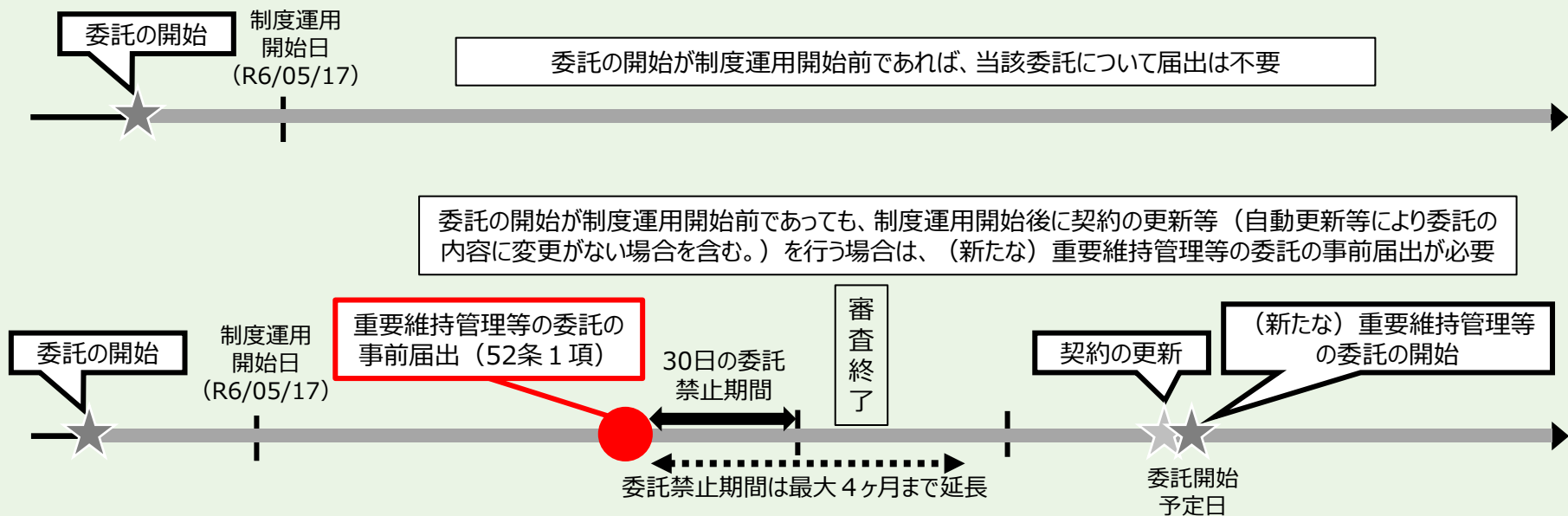
導入等計画書の届出から「重要維持管理等の委託」までの流れ ①

- 令和5年11月16日に特定社会基盤事業者指定された事業者は、令和6年5月17日以降、新たに重要維持管理等の委託を開始する場合、事業所管大臣に届出が必要になります。重要維持管理等を委託する際の届出から委託の開始・終了までの流れを以下のとおり例示しますので、特定社会基盤事業者において、委託の開始等の予定日から逆算したうえで、各事業所管省庁に届出を行ってください。

● 事前届出

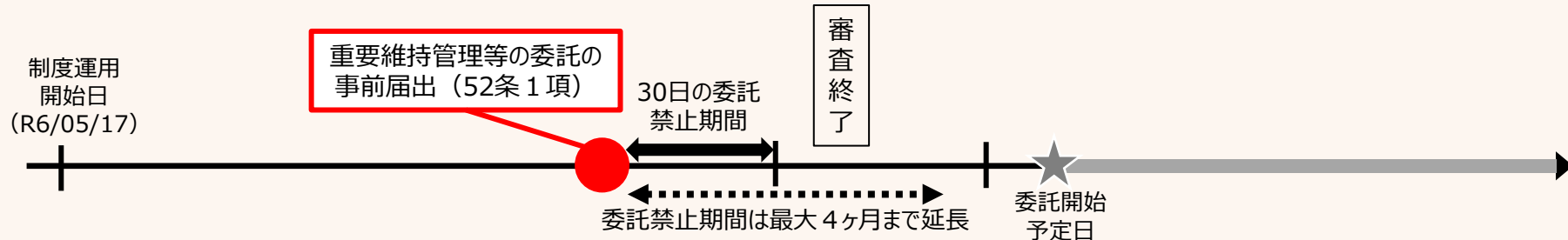
(例1)

制度運用開始前に委託を開始する場合



(例2)

制度運用開始後に委託を開始する場合

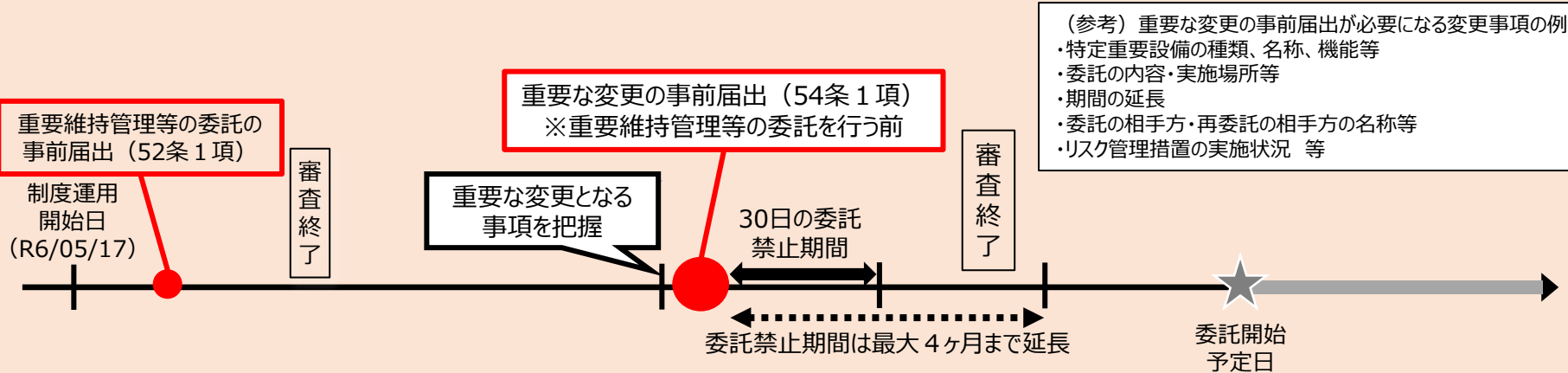


導入等計画書の届出から「重要維持管理等の委託」までの流れ ②

● 事前届出

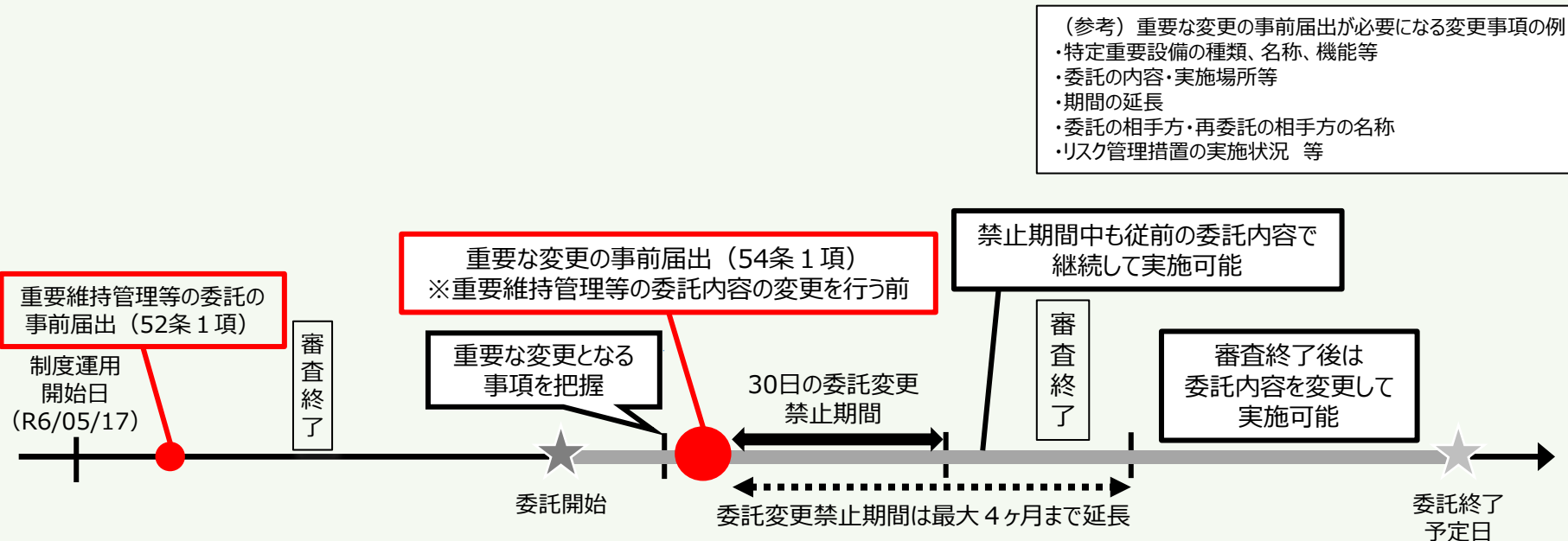
(例3)

委託の開始前に
導入等計画書の内容に
重要な変更が生じた場合



(例4)

委託期間中に
導入等計画書の内容に
重要な変更が生じた場合

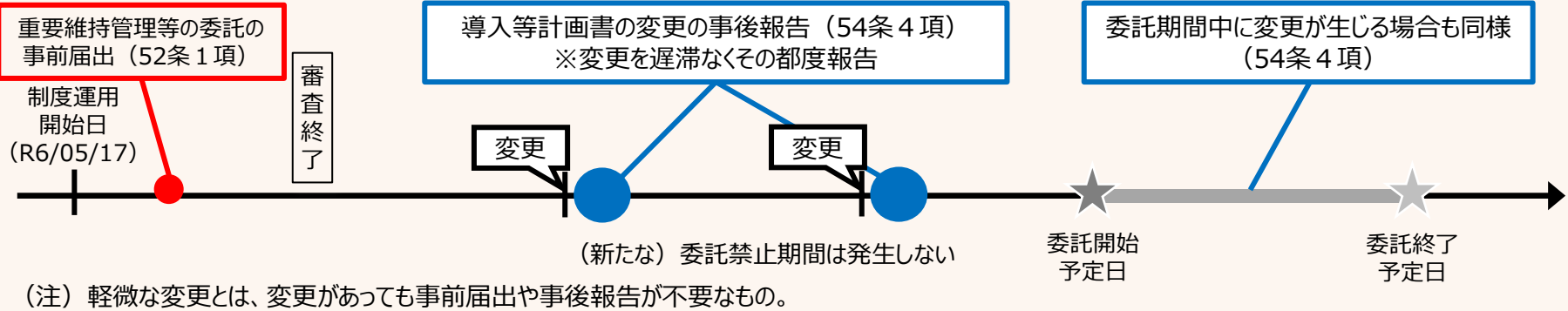


導入等計画書の届出から「重要維持管理等の委託」までの流れ ③

● 事前届出 ● 事後報告

(例5)

委託の開始前/委託期間中に導入等計画書の内容に変更(重要)な変更及び軽微な変更(注)を除去が生じた場合

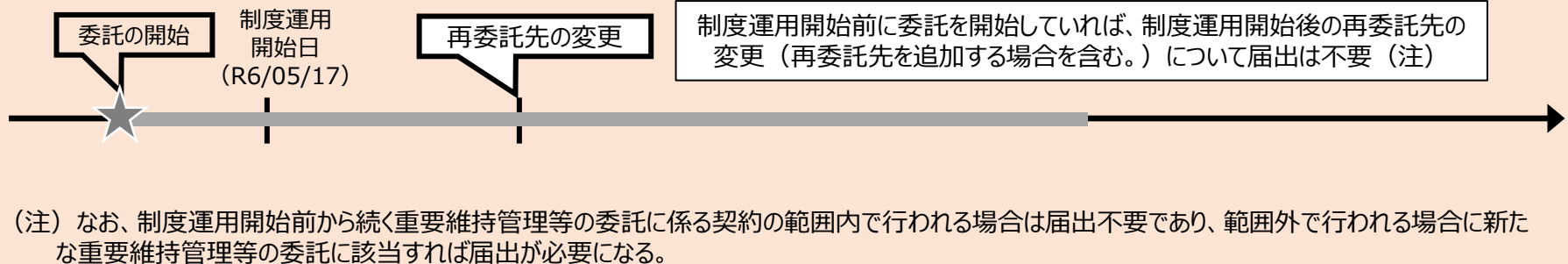


(参考) 導入等計画書の変更の事後報告が必要になる変更事項の例

- ・期間の短縮
- ・委託の相手方・再委託の相手方の
- ・代表者・役員の氏名等
- ・議決権保有比率の一定割合保有者等
- ・過去3年の外国政府等との売上高 等

(例6)

制度運用開始前に委託を開始し、制度運用開始後に再委託先を変更する場合



「緊急やむを得ない場合」の特定重要設備の導入等と緊急導入等届出書について

- ✓ 「他の事業者から特定重要設備の導入を行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を行わせることが**緊急やむを得ない場合**」には、「**導入等計画書**」の**事前届出を行うことなく、特定重要設備の導入や重要維持管理等の委託を行うことができる**こととしている。この導入等を行った場合は、導入等を行った後に**遅滞なく、「緊急導入等届出書」の届出が必要となる。**
- ✓ この「緊急やむを得ない場合」がどのような場合かは省令で定められている。

緊急やむを得ない場合の考え方

【**省令の条文**】法第五十二条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、**特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合**（特定社会基盤事業者が、同項本文の**規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。**）であって、他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることが**その支障の除去又は発生の防止のために必要**であり、かつ、**他に適当な方法がない場合**とする。

【**規定の説明** – 次の①から④までを全て満たす場合に、導入等計画書を**事前に届け出ることなく**特定重要設備の**導入等を行うことが可能。**】

①**特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある**

⇒ 通常の手続で特定重要設備の導入等を行った場合には、法の目的（役務の安定的な提供）をかえて損なうおそれがある事態が生じている必要がある。（**緊急性**）

②**特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く**

⇒ 故意に事前届出を免れるために、役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではない必要がある。（**非故意性**）

③**他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要**

⇒ 支障の除去又は発生の防止のために必要な範囲での導入・維持管理等である必要がある。（**必要性**）

④**他に適当な方法がない**

⇒ 特定重要設備の導入・維持管理等の委託を行うほかに適当な方法がない必要がある。（**非代替性**）

【**緊急導入等届出書の記載事項** – 導入等計画書の記載事項に加えて、次の(1)から(4)までの内容を記載する必要がある。】

(1)緊急性	具体的な記載事項:①役務提供に対する支障の内容、②支障の発生時期・期間、③役務提供に対する影響、④緊急導入等をいつまでに行う必要があったか、⑤事前届出では対応できなかった理由
(2)非故意性	具体的な記載事項:①支障の原因、②支障を把握した時期、③支障の発生を回避できなかった理由
(3)必要性	具体的な記載事項:①役務提供に対する支障と特定重要設備との関係・特定重要設備に生じた支障の内容、②支障と緊急導入等の関係
(4)非代替性	具体的な記載事項:①検討した他の手段、②他の手段によっては対応できなかった理由

e-Govによる電子申請について

- ✓ 導入等届出書等の届出にあたり、各事業所管省庁においてメールによる届出の他、**e-Gov電子申請サービスによるオンライン届出**を受付予定。
- ✓ 基本情報（申請者情報及び連絡先情報）を設定の上、届出様式及び必要な添付資料一式をまとめてアップロードすることで申請が可能。

申請書入力イメージ

e-GOV 電子申請 お問い合わせ ヘルプ eGov2019

申請書入力 申請内容確認 提出完了

申請書入力

基本情報を選択し、申請・届出様式に必要な事項を入力して下さい。

1. 基本情報

未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押して下さい。

申請者情報

申請者情報を設定

法人名	株式会社イーガブ〇〇〇
申請者氏名	企業〇〇 太郎〇〇
住所	東京都大田区南馬込1-1-1〇〇〇〇〇〇〇

連絡先情報

連絡先情報を設定

法人名	株式会社イーガブ〇〇〇
連絡先氏名	企業〇〇 太郎〇〇
住所	東京都大田区南馬込1-1-1〇〇〇〇〇〇〇

(右上に続く)

(左下から続く)

2. 経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度における導入等計画書等の届出 (●●事業) / 電子申請

申請・届出に関する事項を入力して下さい。
複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。

申請する様式一覧

プレビュー

添付書類

提出する書類がある場合、添付して下さい。

書類を添付

キャンセル 申請データを保存 一時保存して中断 内容を確認

届出様式 (excelファイル) 及び必要な添付資料 (PDFファイル等) をアップロード (ファイルサイズは100MBまで)

内容を確認した上で、提出が完了

今後、e-Govへ手続情報・届出様式を掲載予定です。(準備が整い次第、周知いたします。)